「税務システム等標準化検討会固定資産税ワーキングチーム(WT)」 第 10 回機能 WT 議事概要

日 時:令和3年3月15日(月) 10:00~12:00、13:00~17:00

場 所: WEB 開催 出席者(敬称略):

(構成員)

高野 未来子 東京都 主税局 資産税部 固定資産税課 電算指導班総括 課長代理

藤田 智久 浜松市 財務部 資産税課 主幹

熊野 直美 神戸市 行財政局 税務部 固定資産税課 家屋・償却資産指導担当 係長

天田 功 前橋市 財務部 資産税課 副参事

大川 孝明 三鷹市 市民部 資産税課 資産税係 主事

毛涯 満 飯田市 総務部 税務課 資産税土地係 主査

吉野 元久 富士市 総務部 情報政策課 主幹

伊藤 貴俊 豊橋市 財務部 資産税課 主事

本山 政志 埼玉県町村会 情報システム共同化推進室 室長

堀内 芳樹 地方税共同機構 企画部 企画研修グループ 課長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC) 企画部担当部長

欠席:

橋崎 裕樹 三条市 総務部 税務課 係長

中井 祐一 南国市 税務課 係長

三木 浩平 内閣官房 情報通信技術総合戦略室 政府 CIO 補佐官

(総務省)

古川 大樹 総務省 自治税務局 固定資産税課 課長補佐 中谷 明博 総務省 自治税務局 固定資産税課 課長補佐

山西 幸之助 総務省 自治税務局 固定資産税課 主査 白石 順四郎 総務省 自治税務局 固定資産税課 事務官

【議事次第】

1. 機能要件に係る全国意見照会の確認

【意見交換(概要)】

- 1. 機能要件に係る全国意見照会の確認
- ■1.1.2. 土地登記情報管理について
- 自動取込みの機能が実現し紙媒体の資料がなくなった場合に、取込み元となった登記済通知書電子データのデータ自体を保持する必要はないか。登記済通知電子データ自体は不要ですが、履歴の管理のために「受付番号」を必要とするという理解で問題ないか。

- → 最終的には登記簿によって対応できると思うが、台帳取込後にすぐデータ処分するのは支障があると考える。データの取込みが漏れているか等の事後確認の際に取込元データを保持していた方が良い。地図 図面データは評価の基礎資料としてシステム上保管の必要性がある。また、受付番号があれば登記データも含めたデータ情報の紐づけにより、個別に法務局へ調査をする際に効率的である。現在は受付番号を保持していないが、紙がなくなった場合には受付番号による情報の特定・照会が可能となるため必要と考える。
- → 上記意見を受けて必要性を感じるが、本システム上必須とまでは判断できない。別のデータベースによる管理でも可能と考える。
- → 最新情報が課税データにあれば、履歴管理はサブシステムで管理しているので問題ない。時折、データ の抜け漏れが発生した際、取込元内容の紙による確認を実施しているため受付番号はあれば良い。
- → 受付番号は必要である。
- → 取込み元となった登記済通知書電子データの全てをシステム上保持するとはしないが、受付番号はシステム上でデータを保持し検索可能とする。
- 土地登記情報の項目において、「課税開始年」の必要性について意見が分かれているため確認したい。
- → データの保有年数が限られているので、登記情報に基づき、過去データを遡って確認できれば、どの時点から課税が開始されたかを把握することができる。但し、現状は課税開始年のデータを保持・活用していない。
- → 仕様に反映すべきと意見をしていたが、認識の齟齬があったため、「反映しない」ことで問題ない。
- → どのようなデータを保持すべきか検討する必要もあるので、現時点では不要(機能追加無し)として扱い、後ほど個別の確認や意見があれば後ほどご連絡いただきたい。

■1.2.1 課税台帳作成について

- 課税台帳において、納税義務者情報に現に所有する者 (現所有者)、相続人代表者の情報の紐づけ機能 を追加する場合にどのように区分管理すべきか改めて確認したい。
- → 納税義務者区分を設けるべきと考える。
- → 構成員多数の支持を踏まえて、必須項目として納税義務者区分を設けることを追加する。

以上